

認証評価制度の見直しの検討の方向性 に関する資料

資料目次

(1) 学修成果や内部質保証を重視した評価の在り方.....	1
(2) 機能別分化の進展に対応した評価の在り方.....	8
(3) 評価結果を改善につなげる仕組み.....	10
(4) 評価の効率化.....	15
(5) 評価における社会との関係の強化.....	21
(参考) 認証評価機関の一覧.....	24

(1) 学修成果や内部質保証を重視した 評価の在り方

学修成果に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	<p>基準6 学習成果</p> <p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</p> <p>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。</p>	<p>教育内容・方法・成果</p> <p>4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針をおよび教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</p>	<p>基準I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-B 教育の効果</p> <p>I-B-2 学習成果を定めている。</p> <p>I-B-3 教育の質を保証している。</p> <p>基準II 教育課程と学生支援</p> <p>II-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>4 教育内容・方法・成果</p> <p>成果</p> <p>＜点検・評価項目＞</p> <p>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 ・学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価） <p>＜点検・評価項目＞</p> <p>(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与基準、学位授与手続きの適切性 ・学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策 <p>（根拠資料例：履修要綱、学位論文審査基準）</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発 （根拠資料例：教室内外の学修状況に関する学生アンケート調査等を分析した資料）</p> <p>2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック（根拠資料例：教育目的の達成状況の評価に関する研究又はその評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料）</p>	<p>基準I-B-1</p> <p>(1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。</p> <p>基準I-B-3</p> <p>(2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。</p> <p>基準II-A-4</p> <p>(1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で達成可能である。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実質的な価値がある。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。</p>

内部質保証に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	<p>基準 8 教育の内部質保証システム</p> <p>8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。</p> <p>8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。</p>	<p>内部質保証</p> <p>10 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p>	<p>基準 4 自己点検・評価</p> <p>4-1 自己点検・評価の適切性</p> <p>4-2 自己点検・評価の誠実性</p> <p>4-3 自己点検・評価の有効性</p>	<p>基準 I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-C 自己点検・評価</p> <p>I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</p> <p>8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p> <p>8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>(1) 大学の諸活動について、点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応 <p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底 <p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータ・ベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 	<p>【評価の視点】</p> <p>4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価</p> <p>4-1-② 自己点検・評価体制の適切性</p> <p>4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性</p> <p>4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価</p> <p>4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析</p> <p>4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表</p> <p>4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCA サイクルの仕組みの確立と機能性</p>	<p>(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。</p> <p>(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。</p> <p>(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。</p> <p>(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。</p> <p>(5) 自己点検・評価の成果を活用している。</p>

学修成果に関する評価基準（法科大学院認証評価）

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会
評価基準	第4章 成績評価及び修了認定 4-1 成績評価	2 教育の内容・方法・成果等
評価基準等の詳細	<p>4-1-1：重点基準 学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。</p> <p>（1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。 （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。 （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。 （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。 （5）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。</p> <p>4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。</p>	<p>【評価の視点】 （2）教育方法等 （成績評価及び修了認定） 2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。</p> <p>2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか。</p> <p>（3）成果等 （教育効果の測定） 2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。</p>

機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

	機関別認証評価	専門職大学院	
		うち法科大学院の適確認定	
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	
		(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)	
評価体制	大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	
		法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第4条第2項)	

細目省令:学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
 連携法:法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

細目省令中の評価項目の規定の抜粋

◆「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（抄）

機関別認証評価に関する規定

◆第1条第2項

（略）法（※）第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。（※「学校教育法」。以下同じ。）
- 二 教員組織に関すること。
- 三 教育課程に関すること。
- 四 施設及び設備に関すること。
- 五 事務組織に関すること。
- 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- 七 財務に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

専門職大学院評価に関する規定

◆第1条第3項

（略）法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教員組織に関すること。
- 二 教育課程に関すること。
- 三 施設及び設備に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

学修成果の把握と学修成果の評価についての具体的方策に関する調査研究 (平成25年度 先導的大学改革推進委託事業)

1. 調査研究の概要

○大学教育の質的転換を進めるためには、大学の全学的教学マネジメントの下でPDCAサイクルを確立することが重要であり、そのためには、学内における学修成果の把握と学修成果を重視した評価を充実することが重要である。このため、具体的な学修成果の把握や学修成果の評価に関する具体的な方策について、国内外の現状の把握と分析を通じた調査研究を実施する。

2. 調査研究委託の具体的な内容

- ①学修成果の把握の手法に関する国内外の現状の把握と分析
 - ・国内外（特に米国、英国など学修成果の評価に積極的に取り組んでいる国々）の大学評価において活用されている成果指標とその具体的内容について把握・分析。
- ②各成果指標を用いた学修成果の評価の有用性や限界等に関する分析
 - ・各成果指標を用いた学修成果の評価について、それぞれの有用性と限界、より効果的に成果の把握
 - ・評価を行うための手法、及び評価にあたり留意すべき事項について、具体的事例のケーススタディや学術的分析を通じて、分析・研究。
- ③学修成果の具体的な把握のための方策
 - ・①②の分析を踏まえ、評価機関の評価基準等の設定の参考となるよう、学修成果を重視した評価を行うために望ましい客観的な評価指標や手法を提示。

3. 調査方法

○学術文献研究、国内外の関係機関の訪問調査、アンケート調査の実施及び結果の分析を想定。

4. 調査の結果

○調査研究の成果は、上記①～③の内容を明らかにすることである。その成果は、各大学及び認証評価機関に周知することにより、学内における質的転換にむけての改革サイクルの確立と、認証評価の改善を図る。また、学修成果の評価に係る認証評価の改善のための制度の在り方の検討に活用。

(2) 機能別分化の進展に対応した 評価の在り方

大学の機能に着目した評価の実施について

- 大学の機能別分化が進展する中で、各大学の多様性に対応した評価の必要性が高まっている。
- 認証評価機関では、大学として共通に評価すべき内容に加えて、各大学が特に重視する教育研究活動の状況を適切に評価するための取組を行っている。

例1：大学評価・学位授与機構

○大学機関別選択評価

1. 評価事項

「研究活動の状況」、「地域貢献活動の状況」、「教育の国際化の状況」の3つの選択評価事項を設け、希望する大学を対象に実施。

2. 評価項目

(1)「研究活動の状況」の評価

①実施体制等

- ・研究の実施体制及び支援・推進体制
- ・研究活動に関する施策
- ・研究活動の質の向上のための検証、問題点改善のための取組

②実施状況、成果

- ・研究活動の実施状況の活発性
- ・研究実績の質の状況
- ・社会・経済・文化の発展に資する研究成果

(2)「地域貢献活動の状況」の評価

①実施状況、成果

- ・地域貢献活動の目的と計画の策定
- ・地域貢献活動の実施状況
- ・地域貢献活動の成果の状況
- ・改善のための取組

(3)「教育の国際化の状況」の評価(平成25年度から実施)

①実施状況、成果

- ・国際化に向けた活動目的と計画の策定
- ・国際化に向けた活動の実施状況
- ・国際化に向けた活動の成果の状況
- ・改善のための取組

例2：日本高等教育評価機構

○大学独自の基準設定と自己点検・評価の位置付け

平成24年度からの新たな評価基準では、全大学に共通する評価基準に加えて、各大学が使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価を位置付け、大学の個性・特色をより重視した評価を実施することとしている。

旧基準	→	新基準
1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的		1 使命・目的等
2 教育研究組織		2 学修と教授
3 教育課程		3 経営・管理と財務
4 学生		4 自己点検・評価
5 教員		使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価
6 職員		
7 管理運営		
8 財務		
9 教育研究環境		
10 社会連携		
11 社会的責務		

例3：短期大学基準協会

○選択的評価基準

1. 評価事項

「教養教育の取組」、「職業教育の取組」、「地域貢献の取組」という3つの選択的評価基準を設け、希望する短期大学を対象に実施。(H24年度から実施)

2. 評価項目

(1)「教養教育の取組」の評価

- ・教養教育の目的・目標の設定状況
- ・教養教育の内容と実施体制
- ・教養教育の方法
- ・教養教育の効果の測定、評価、改善への取組の状況

(2)「職業教育の取組」の評価

- ・職業教育の役割・機能等の明確化
- ・職業教育と後期中等教育との円滑な接続の実施状況
- ・職業教育の内容と実施体制
- ・学び直し(リカレント)の場としての門戸開放状況
- ・職業教育を担う教員の資質向上に関する取組状況
- ・職業教育の効果の測定・評価・改善の状況

(3)「地域貢献の取組」の評価

- ・地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等の実施状況
- ・地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等との交流活動の実施状況
- ・教職員および学生のボランティア活動等を通じた地域貢献の状況

(3) 評価結果を改善につなげる仕組み

各評価機関における評価の分類と結果のフォローアップの仕組み

	判定方法	評価の分類と定義	フォローアップの内容	改善報告書の公表
大学基準協会	大学評価基準(大学評価及び財務評価の2つに分類されている)の項目ごとに評定項目を整理した「達成度並びに水準に関する評定事項」について、評価者の評定の基準である「大学評価における評定基準」により評定を付し、総合的に評価を実施。 大学基準に適合している場合は「適合」と認定。 重大な問題と考えられる事項が相当数存在する場合、その事項に関する改善計画の改善生等を考慮して「期限付適合」又は「不適合」と認定。	【適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定する。 【期限付適合】 本協会の大学基準に適合していることを期限付で認定し、「再評価」の受審を課す。(※) 【不適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定しない。 ※再評価を受審しない場合は、適合の期限(3年)を終了した時点で、不適合の扱いとなる。	【適合】 指定期日までに「努力課題」「改善勧告」に対して改善報告書を提出。 【期限付適合】 3年以内に「再評価」。再評価を受審しなかった場合は、適合の期限が終了した時点で不適合。 【不適合】 「評価結果」または「再評価結果」を受け取った翌年度または翌々年度のいずれかの年度の1度に限り「追評価」を受けることができる。	無
日本高等教育評価機構	大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判定し、4つの基準すべてを満たしている場合は「適合」。満たしていない基準が1つ以上あり、一定期間内(原則1年以内)に基準を満たすことが可能であると判断される場合は「保留」。満たしていない基準が1つ以上あり、また、評価の過程において重大な虚偽報告や社会倫理に反する行為が行われていると、判定委員会が判断した場合は「不適合」とする。	【適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。 【保留】※保留期間は原則1年間 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。 【不適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているとは認められない。	【適合】 3年以内に「改善を要する点」について改善報告書を提出。 【保留】 保留期間内に「再評価」。保留期間内に再評価の申請がなかった場合は「不適合」。 【不適合】 追評価等の対応なし(次回の本評価へ)	有
大学評価・学位授与機構	大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判断し、10の基準全てを満たしている場合に、大学全体として基準を満たしていると認める。	【大学評価基準を満たしている】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。 【大学評価基準を満たしていない】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていない。	【大学評価基準を満たしている】 (「改善を要する点」についての報告書等は求めていない。) 【大学評価基準を満たしていない】 評価実施年度の翌々年までに「追評価」を受けることができる。	無
短期大学基準協会	短期大学評価基準の4の基準ごとに合否を判定し、4基準すべてが合である場合は「適格」。基準を満たさず教育に重大な支障を及ぼす恐れがある場合や重大な法令違反がある場合等においては「不適格」。適格、不適格の判定に至らない場合は「保留」。	【適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから適格と認める。 (条件を付した適格) 本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから適格と認める。ただし、一部に問題が認められるため、その改善を条件とする。 【保留】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。 【不適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たすことが困難と認められるので不適格とする。	【適格】 適格で条件が付された事項について、指定する期日までに改善報告書を提出。期日までに改善されていない場合、又は改善報告書が提出されない場合には、適格を取消し不適格。 (期日は指摘内容により設定) 【保留】 指定した期日までに再評価。再評価を受審しない場合は「不適格」。(期日は別途設定) 【不適格】 追評価等の対応なし(次回の本評価へ)	無

評価結果と再評価の実施状況(平成16年度～平成23年度)

	結果の種類	評価結果	再評価後(※3)
大学基準協会	適合	329	339
	(※1) 期限付適合	24	12
	不適合	1	3
大学評価・学位授与機構	大学評価基準を満たしている	131	131
	大学評価基準を満たしていない	1	1
日本高等教育評価機構	認定	264	272
	(※2) 保留	20	12
	不認定	1	1
短期大学基準協会	適格	319	322
	(※4) 保留	9	6
	不適格	0	0

(※1) 大学基準協会の「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定する。

(※2) 日本高等教育評価機構の「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の受審を課す。(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

(※3) 「再評価」の他に、大学基準協会及び大学評価・学位授与機構は「不適合」に対する「追評価」の機会を設けているが(2年以内。「追評価」を受けるかは被評価機関の任意。)、実績はない。

(※4) 短期大学基準協会の「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留とする。(1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。)

認証評価における主な指摘と改善状況の例(平成16年度～平成23年度)

◆教学

※1:「改善を要する点」や「勧告」として、評価機関から改善報告を求められた事項。
 ※2:大学からの改善報告書の提出等により、改善が確認された事項の改善内容。

要改善事項(※1)	改善内容(※2)
設置基準上必要な教授数、実務家教員数、専任教員数又は研究指導補助教員数が不足している。(大学設置基準第13条,大学院設置基準第9条)	入学定員を減らした結果、それに連動して大学設置基準上必要な専任教員数が変更されたことにより、現在は基準を満たしている。
FD等の教育内容等の改善のための組織的な研修等がされていない。(大学設置基準第25条の3)	FDを推進するため学長および各専攻長を含むFD委員会を組織し、2009(平成21)年度から活動を開始している。委員会は、各学期初めに会合を開き、当該学期における課題を検討し、各学期後の特別教授会において活動を報告している。
卒業試験で20%程度の学生が不合格となっており、收容定員の在学生数の比率が高くなっている。受験生の選抜方法、在学生の進級判定の見直し等原因の分析をするとともに、診療参加型臨床実習の強化を含むカリキュラムの改善、学生による授業評価の実施とその教育現場へのフィードバック、教員の教育能力の向上のための方策の策定など早急に検討する必要がある。	進級基準の見直し他新たな取り組みを実施した結果、卒業試験の不合格者数は減少しつつあり、收容定員に対する在籍学生数比率も徐々に減少している。また、モデル・コア・カリキュラムを基盤としたカリキュラムを整備し、2007(平成19)年度から臨床総合演習を設置、臨床実習期間を延長し、診療参加型臨床実習を強化した。

◆財務

要改善事項(※1)	改善内容(※2)
財務基盤について、中・長期計画を早急に策定し、大学財政の安定化を図るべく改善が必要である。	法人所有の運用資産の売却、職員人件費の削減(外部委託による抑制)及び大学、短期大学、専門学校の学科の新設、定員増、学科の募集停止などを行い収支の改善が図られた。
広報誌を通じて消費収支計算書の公開が、教職員・学生・父母・卒業生に対してなされているが、資金収支計算書および貸借対照表を含めた財務三表すべてを広く公開されたい。	2005年度分からホームページに消費収支計算書、資金収支計算書および貸借対照表などの財務諸表を公開した。

◆ガバナンス・内部質保証

要改善事項(※1)	改善内容(※2)
学長、学部長、大学院研究科長の職務権限と責任に関する規定を明確にする必要がある。(学校教育法第92条)	職務権限と責任に関する規程を整備した。
学内の組織間に適正な協同行われず、大学の機能を円滑かつ十分に発揮していない。(大学設置基準第42条の2)	学内の組織間の適正な協同体制を構築し、規定に従った運営を行うために、理事長の下に設置した「大学運営協議会」を常設委員会にして「大学運営協議会規則」を制定した。
平成20(2008)年2月にFD推進委員会を発足しているが、規程に基づき全学的な取り組みを行うよう改善を要する。	FDについては「FD推進委員会」が中心になって活動が行われ、平成20(2008)年度から年数回のFD講演会、シラバス検討のワークショップなどが開かれている。また、学生の授業評価結果の公開などにより、教育の質の保証と適正化を目指し、教育の改善に取り組んでいる。

認証評価において特に優れた点として指摘された事例(平成16年度～平成23年度)

◆組織的な教育改善

- 授業評価アンケート、改善意見書、学科学友会懇談会、院生懇話会などの意見を集約する仕組みが整備され、それらが実際の改善に生かされる制度となっていることは評価できる。
- 教員の教育活動を活性化するため、教員と職員が一体となった実質的なFD活動が大学全体で展開されており、教育の改善が絶えず図られている点は高く評価できる。
- 教員相互の授業参観・評価の取組み及び教育研究活動に関する「自己水準点検シート」に基づく各教員の毎月の「自己水準点検評価」の実施など、授業改善に対する積極的な取組みが行われていることは評価できる。
- 学生による評価が全学規模で実施され、その結果を教員、学生に開示し、教育の改善に反映している点は高く評価できる。
- 同一授業で2回のアンケートを実施し、学期の途中でも授業改善ができる仕組みを導入している。
- SD活動の一環として、職員に1科目以上の授業見学と「授業見学報告書」の作成を義務付けていることは、教員と職員の相互理解と一体となった教育内容の改善につながる方策として高く評価できる。

◆学生支援

- 意見箱の設置、自治会執行部との協議会、サークル代表者との協議会などの開催を通じて、学生からの要望や意見を聴く機会を設けており、それらの意見をもとに改善を進めるシステムが整備されている点は評価できる。
- 「就職に関する保護者との地区連絡会」の取組みは、保護者、学生、教職員が3者で向き合い学生の進路について真剣に話合う場となっており、学生の学習改善や進路選択、キャリア教育の前進にとって意義があり、評価できる。

◆ガバナンス・内部質保証

- 管理運営上の中核として機能している「部長会」が、全学的な将来構想から日常の教育改善にいたるまで、管理部門と教学部門の円滑な連携と教育実践の迅速化を図るための機動力を発揮している点は高く評価できる。
- 読者懇談会、記者懇談会、一日教授会を定期的で開催して学外関係者の意見を聴き、教育研究の向上及び管理運営の改善に活かしている。
- 学科会議で自己点検・評価結果が活用されて学生の離学防止やカリキュラムの改善充実に効果をあげていることは評価できる。
- 教員一人一人の授業改善記録が作成・集積されており、全学的規模の評価・改善のフィードバックシステム構築の条件が整備されている。

(4) 評価の効率化

大学ポートレート（仮称）準備委員会の検討経過（概要）

平成24年11月27日
中教審大学分科会（第111回）資料

検討経緯

- 平成23年8月 「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」が教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みの構築を提言
- 平成24年2月 「大学ポートレート（仮称）準備委員会」を設置し検討開始
- 5月～10月 準備委員会の下に専門的な調査審議を行うワーキンググループを設置し「教育情報の公表」を中心に議論
- 11月14日 ワーキンググループが「検討経過報告」を取りまとめ、準備委員会に報告

「大学ポートレート（仮称）準備委員会ワーキンググループ検討経過報告」

基本的な考え方

- 参加・不参加は各大学の任意
- 公表・活用の主眼は教育情報とする
- 情報収集に当たり大学の作業負担を増加させない工夫を行う
- 平成26年度の本格稼働後も継続して改善・改良を加える

公表の目的とステークホルダー

- 大学教育を取り巻くステークホルダー、中でも大学進学希望者とその保護者等に分かりやすいものとなるよう構築することが適当

公表する情報

- 学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報
- 外部評価の結果（認証評価、国立大学法人評価等）
- 大学進学希望者や保護者等の関心の高い情報
- 大学等の特色が分かる情報

公表の形式

- 数値に加えて文字・図・グラフ等を活用。画一的なランキングにならないようペーパービュー形式が適当
- キャンパスの所在地や学問分野などの共通枠組の中で国公立を通じた検索を可能とする
- 大学の作業負担への配慮と公表情報の充実の観点から、各大学HPへのリンクを活用

今後のスケジュール

- 平成24年度中に国公立大学の学校基本調査の情報を発信
 - 平成26年度から、「大学ポートレート（仮称）」の本格稼働
 - 今後とも、大学ポートレート（仮称）の改善・充実に向けて準備委員会等で継続的に検討
- ※今後の主な検討課題
- ①大学における教育情報の活用、②大学ポートレート（仮称）の運営体制の在り方、③各大学向けのガイドラインの作成、④多言語での公表の方策等

○国公立を通じて発信する情報提供

「学教法施行規則等で公表が義務づけられた情報」、「外部評価の結果」に加えて「大学進学希望者や保護者の関心の高い情報」や「大学の特色が分かる情報」を含める。

（項目例）

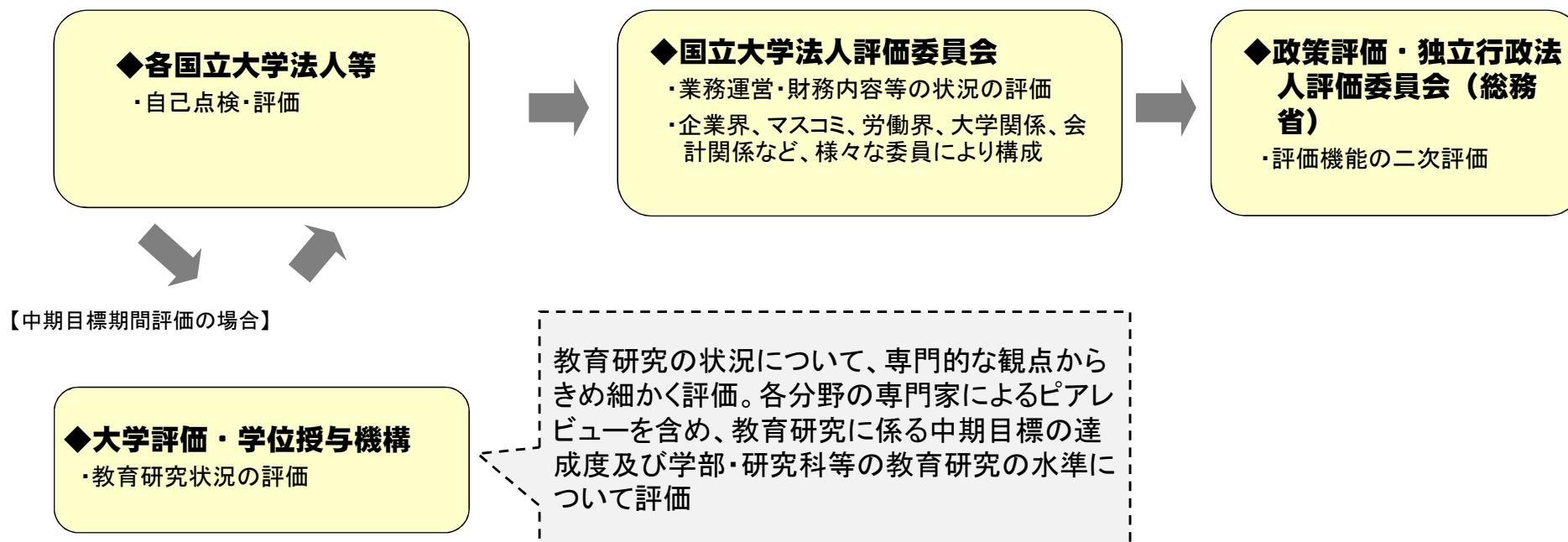
- 大学の基本情報（大学の種類、所在地など）
- 教育研究上の目的・3つの方針
- 大学、学部、研究科等の特色等
- 教育課程
- 入学者選抜
- 教員、学生
- キャンパスの概要
- 学生支援
- 卒業・修了後の状況

国立大学法人評価の概要

【制度の概要】

- 目的は、「国立大学法人の継続的な質的向上」と「社会への説明責任の遂行」
- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営について、毎事業年度及び中期目標期間(6年)ごとに業務実績の評価等を実施。
- 各法人の自己点検・評価に基づき、各法人ごとに定められた中期目標の達成状況等について調査・分析を行い、法人の業務全体の総合的な評価を実施。
このうち、中期目標期間の教育研究の状況の評価については、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重。
- 国立大学法人評価は、法人間を相対的に比較するものではない。

【評価の流れ】



教育研究評価（現況評価）の概要

中期目標の達成状況の評価

学部・研究科等の現況分析

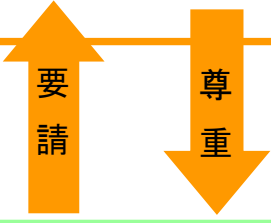
教育研究	教育	①教育内容及び教育の成果等 ②教育の実施体制等 ③学生への支援
	研究	①研究水準及び研究の成果等 ②研究実施体制等
	その他	①社会との連携や社会貢献 ②国際化
業務運営・財務内容等	業務運営の改善及び効率化	
	財務内容の改善	
	自己点検・評価及び情報提供	
	その他業務運営	

	水準	質の向上度	
教育	①教育活動の状況	4段階で判定 ・期待される水準を大きく上回る ・期待される水準を上回る ・期待される水準にある ・期待される水準を下回る	4区分で判定 ・大きく改善、向上している又は高い質を維持している ・改善、向上している ・質を維持している ・質を維持しているとはいえない
	②教育成果の状況		
研究	①研究活動の状況		
	②研究成果の状況		

大学評価・学位授与機構が評価を実施

視点
・各学部・研究科等の目的に照らして、それぞれの組織が想定する関係者（ステークホルダー）の期待にどの程度応えているか

視点
・第1期中期目標期間終了時点と評価時点の水準を比較・分析



国立大学法人評価委員会からの要請に応じて、**大学評価・学位授与機構が評価**。評価委員会は、**機構の評価結果を尊重**。

国立大学法人評価委員会が5段階で判定

- 「中期目標の達成状況が非常に優れている」
- 「中期目標の達成状況が良好である」
- 「中期目標の達成状況がおおむね良好である」
- 「中期目標の達成状況が不十分である」
- 「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

国立大学法人評価における認証評価の結果等の活用に関する検討

平成22年7月 文部科学省「国立大学法人化後の現状と課題について(中間まとめ)」を公表

⇒「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要種類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する」

平成23年10月 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」を決定

⇒「各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする」

平成24年6月 大学評価・学位授与機構において、国立大学法人等の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価実施要項」を決定

平成25年6月 大学評価・学位授与機構において、「実績報告書作成要領」を決定

⇒認証評価機関による評価結果、提出資料・データ等も、法人評価に係る根拠資料・データ等として活用可能な旨を明示

(参考)「実績報告書作成要領」(抜粋)

【根拠となる資料・データの示し方】

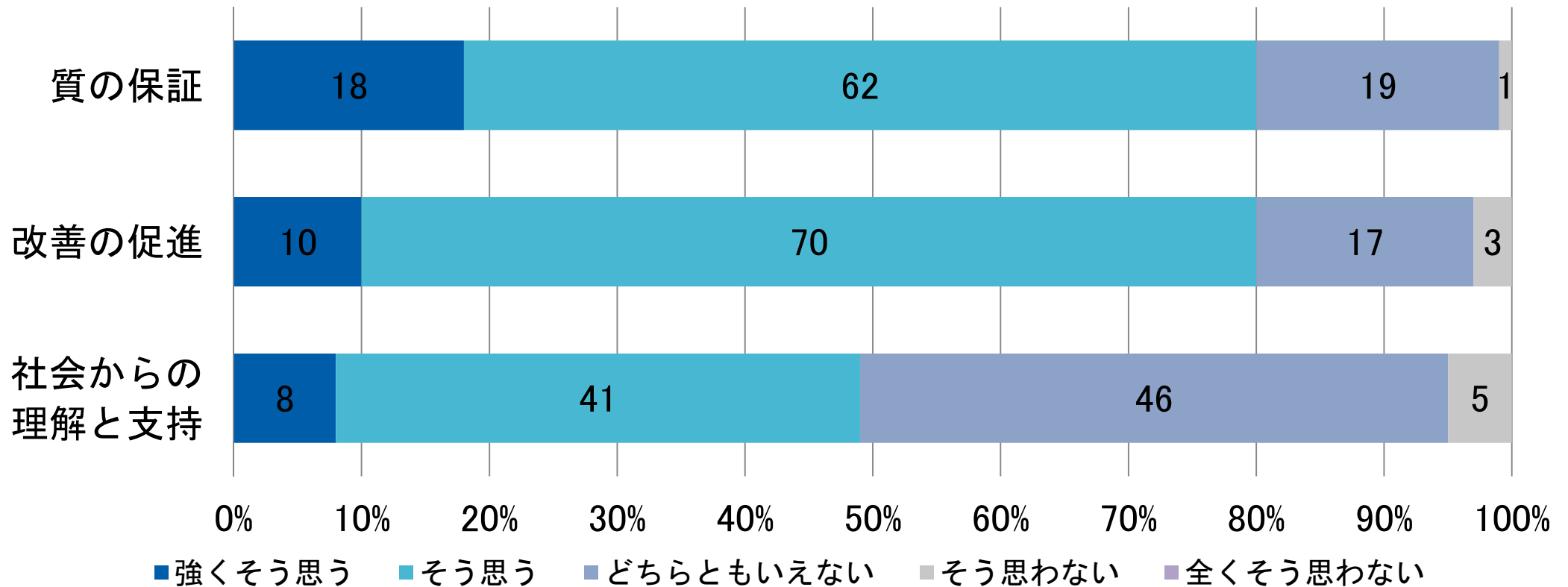
大学ポートレート(仮称)に登録されているデータや、それらを機構が分析したデータ、または認証評価の評価結果等を、根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、当該箇所を注記すれば、そのコピー等を添付する必要はありません。

(5) 評価における社会との関係の強化

評価の効果・影響について

大学評価・学位授与機構の掲げる「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」の三つの目的の達成状況について、大学評価・学位授与機構が対象校に質問したところ、「質の保証」、「改善の促進」についての肯定的な回答は約80%と高かったが、「社会からの理解と支持」についての肯定的な回答は約50%と前の二つに比べれば低い値となっている。

評価の目的の達成状況（対象校）



出典：「進化する大学機関別認証評価—第1サイクルの検証と第2サイクルにおける改善—」

評価機関の調査研究の主な事例

	研究内容	詳細
独立行政法人 大学評価・学位 授与機構	・大学の内部質保証力を向上させるための支援ツールの開発と普及(平成25年3月)	大学の内部質保証の力を内発的に高めることを目的に開発された支援ツールを紹介。さらに、その試行結果についても分析し、取りまとめ。
	・大学評価のメタ評価に関する調査研究(平成24年4月)	大学評価機関や大学評価の方法・結果を対象とする評価活動を「メタ評価」と総称し、海外諸国や国際協会組織における実施状況の分析を行うことを通して、日本の大学評価機関の質向上や国際通用性向上のための示唆等について取りまとめ。
	・大学の質保証向上のための理論と実践(平成24年3月)	大学が自身の課題を分析し、それに基づき、目的・計画と成果指標を導き出すための手法について取りまとめ。
	・学位と大学 イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究(平成22年7月)	「大学とはなにか」を学位授与権に着目し明らかにした、学位システム研究会(学位審査研究部に設置)による5か国比較研究の成果報告を取りまとめ。
公益財団法人 大学基準協会	・大学評価(認証評価)の有効性に関する調査(平成24年3月)	同協会の認証評価を受けた大学に対するアンケート調査、実地調査及び評価結果の分析を通じて、認証評価の有効性を取りまとめ。
	・内部質保証システムの構築—国内外大学の内部質保証システムの実態調査—(平成21年3月)	我が国の大学の「内部質保証システム」の実態調査(アンケート)や訪問調査、海外の大学・評価機関に対する訪問調査等を行い、内部質保証システムの構築に向けた見解について取りまとめ。
	・専門分野別評価システムの構築—学位の質保証からみた専門分野別評価のあるべき方向性について(平成20年3月)	大学院の学位の質保証を行う上で専門分野別評価を実施していくことが極めて重要であるという認識の下、専門分野別評価の方向性を定めることを目的として、各専門分野において普遍的に求められている評価の視点等について取りまとめ。
公益財団法人 日本高等教育 評価機構	・平成23年度認証評価に関する調査研究(平成24年7月) (「米国南部地区基準協会及び同協会所属大学の評価に関する調査研究」)	米国の南部地区基準協会及び同協会所属の複数の大学に対して、評価の根拠となるエビデンスの事例や判定などに関する聞き取り調査を実施し、調査結果をまとめるとともに、平成24年度からの新たな認証評価システムのための更なる検証を実施し、その結果について取りまとめ。
	・平成20年度認証評価に関する調査研究(平成21年3月) (「大学機関別認証評価後のフォローアップ体制の構築に関する調査研究」)	米国、韓国の第三者評価機関のフォローアップシステムや実施体制とその効果について調査研究を実施し、その結果について取りまとめ。(調査については、第三者評価機関だけでなく、各評価機関の評価対象である米国、韓国の大学についての訪問調査を併せて実施。)
	・平成18年度認証評価に関する調査研究(平成19年3月) (「評価員に対する望ましい研究の在り方及び評価の手法等についての実践的研究」)	認証評価をより実効性・信頼性の高いものにするためには、評価員の人材確保とその養成が最も重要であり緊急の課題であるという認識の下、評価員の養成に関する評価員セミナーを実施し、望ましい評価員養成プログラムに関して調査研究を行い、その結果について取りまとめ。

(参考) 認証評価機関の一覧

認証評価機関の一覧（機関別認証評価）

学校の種類	認証評価機関	認証日
大学	公益財団法人大学基準協会	平成16年8月31日
	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成17年7月12日
短期大学	一般財団法人短期大学基準協会	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年1月25日
	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成21年9月4日
高等専門学校	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年7月12日

認証評価機関の一覧（専門職大学院認証評価）

分野	認証評価機関	認証日
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団	平成16年8月31日
	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年2月16日
経営（経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報）	特定非営利活動法人 ABEST21	平成19年10月12日
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営（経営管理、会計、技術経営、ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会	平成20年4月8日
助産	特定非営利活動法人日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教員養成（教職大学院、学校教育）	一般財団法人教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	公益財団法人大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会	平成23年7月4日
知的財産	特定非営利活動法人 ABEST21	平成23年10月31日
	公益財団法人大学基準協会	平成24年3月29日
ビューティビジネス	一般社団法人 ビューティビジネス評価機構	平成24年7月31日
環境・造園	公益社団法人 日本造園学会	平成24年7月31日

※認証評価機関が未整備の分野（4分野）

福祉マネジメント、グローバル・コミュニケーション実践、デジタルコンテンツ、映画プロデュース